

第14次東京労働局労働災害防止計画の推進状況について (健康課説明資料)



東京労働局 労働基準部
健康課

第14次防計画 アウトプット指標一覧

- メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合

2027年までに80%以上 **R7: 91.9%** (R6:91.7%、R5:89.4%)

- 50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合

2027年までに50%以上 **R7: 50.3%** (R6:51.2%、R5:47.2%)

- 必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合

2027年までに80%以上 **R7: 90.6%** (R6:88.1%、R5:87.8%)

※数値は自主点検結果

※ 産業保健サービス：保健指導、健康診断事後措置、健康相談、メンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援、女性の健康問題への配慮等

健康分野(2)

- 社会福祉施設において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合増加

R7: 81.5% (R6:45.0%、R5:43.0%)

※数値は自主点検結果

健康分野(3)

- 熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し、活用している事業場の割合の増加

R7: 76.4% (R6:29.2%、R5:36.1%) (建設現場指導時調査)

※数値は建設現場指導時調査結果

R7: 72.5% (R6:52.5%、R5:17.6%) (警備業自主点検)

※数値は自主点検結果

健康分野(4)

- 労働安全衛生法第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・安全データシート（以下「SDS」という。）の交付の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示、SDSの交付を行っている事業場の割合

2025年までに80%以上 **R7 (ラベル表示82.7% SDS交付81.0%)** R6 (87.6% 83.4%)

- 労働安全衛生法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合

2025年までに80%以上 **R7:68.0%** (R6:64.6%、R5:45.6%)

- リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合

2027年までに80%以上 **R7:71.3%** (R6:48.0%)

※数値は自主点検結果

第14次防計画(メンタルヘルス対策)

健康分野(1)実施事項

・ストレスチェックの実施のみにとどまらず、ストレスチェック結果を基に集団分析を行い、その集団分析を活用した職場環境の改善まで行うことで、メンタルヘルス不調の予防を強化する。

⇒ 14次防アウトプット指標の状況確認のための自主点検(都内10人以上事業場から3500社を抽出)において、ストレスチェックの集団分析の実施、心の健康づくり計画の策定について周知

・事業主がメンタルヘルス対策の推進を表明することやメンタルヘルス推進担当者を選任する等、事業場における推進体制を整備することがその他の取組に有効であることから、これを事業場に対し確実に指導。

⇒ 上記自主点検において各項目について周知するとともに、各労働基準監督署が行う事業場指導の際に各項目について指導。

個別に事業場指導 約2400事業場(メンタル・ストレスチェック・管理体制・情報他)

講習会等集団指導・団体指導・・・約500回(衛生週間説明会、メンタルヘルス講習会他)

・推進体制の整備に併せ、事業場に対し「心の健康づくり計画」を策定させ、それに基づく取組を進めさせることが有効であることから、体制整備と併せ、衛生委員会等において調査審議を行わせること。

⇒ 各労働基準監督署が行う事業場指導の際に各項目について指導。

・産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターを通じて、小規模事業場におけるメンタルヘルス対策の取組を引き続き支援する。

⇒ 産業保健総合支援センター運営協議会(年2回)

地域産業保健センター運営協議会(18協議会のうち12協議会で開催)

労働衛生ハンドブックの作成

・その他の項目

⇒ 産業保健フォーラムの開催(令和7年10月8日開催 520名参加)

産業保健総合支援センター・地域産業保健センターについて

社員の健康管理

こんなお困りごとはありませんか？



健康診断の結果が
よくない社員がちらほら。
社員のために
できることは？

最近、
メンタルヘルス不調を
訴える社員が増えてきた。
対応したいけど、
どうすれば…？

治療を続けながらも、
安心して働ける
環境を整えたい。
会社として、
何かできるだろうか？

社員の健康管理を
担当することに。
いったい何から
始めればいい？

そんなときは
さんぽセンターへ
ご相談ください。

専門スタッフがご相談内容に応じて、 適切にサポートいたします！

ご利用・ご相談は
すべて無料！

\こんな支援が役に立った！/

専門的・実践的研修



職場でのメンタルヘルス対策について、労災認定事例を交えた対談形式の研修で理解を深めることができた。

治療と仕事の両立支援



退院後の復職で、会社への伝え方を相談した。アドバイスに従って主治医の意見書を会社に提出したところ、上司もスムーズに理解・対応してくれた。

健診結果の医師の意見聴取



年配の社員が多く、健診結果で異常が見つかった社員の対応に悩んでいた。医師からのアドバイスにより、労働環境の見直しなどを行えた。

詳しくはこちらをご覧ください。

さんぽセンター Web ひろば



まずは
電話やメール等で
お気軽に
ご相談ください。

社員の健康管理に携わる方なら 47全ての都道府県に設置。

産業保健総合支援センター（さんぽセンター）

社員の健康管理に携わる産業医、保健師、衛生管理者等からの
ご相談内容に応じ、以下のようなサービスを提供しています。

メンタルヘルス対策 	治療と仕事の両立支援 	専門的・実践的研修 
専門的相談対応 	産業保健に関する 情報提供 	事業主等に対する 啓発セミナー 

50人未満の事業場なら 全国350カ所、あなたのお近くにも。

地域産業保健センター（地さんぽ）

地さんぽでは、小規模事業場（労働者数50人未満）の事業者やそこで働く人を対象として、
労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを提供しています。

健診結果について 医師からの意見聴取 	長時間労働者等に 対する面接指導 	労働者の健康管理に 関する相談対応 	個別訪問による 産業保健指導 
--	--	---	--

※地さんぽの利用には事前の申し込みが必要です。

メンタルヘルス対策等自主点検の状況について

14次防期間（令和5年～令和9年）の3年度目における状況把握（令和7年9月実施）

都内の常時10名以上の労働者を使用する事業場を対象として、事業場規模・業種・地域を勘案した約3500事業場を抽出して郵送形式(回答はWEB)で実施

アンケート(自主点検項目)

- | | |
|---------------------|--------------------|
| 1 衛生委員会等における調査審議 | 8 定期健康診断の実施 |
| 2 「心の健康づくり計画」の策定 | 9 医師への意見聴取 |
| 3 事業場内体制の整備 | 10 健康診断結果の通知、記録の保存 |
| 4 教育研修の実施 | 11 健康診断結果に基づく保健指導 |
| 5 相談体制等の整備と適切な対応の実施 | 12 健康に関する研修の実施 |
| 6 ストレスチェックの実施 | 13 治療と仕事の両立支援 |
| 7 職場復帰支援 | 14 テレワーク等の健康管理支援 |

- メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合
2027年までに80%以上・・・ 91.9 %
- 50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合
2027年までに50%以上・・・ 50.3 %
- 必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合
2027年までに80%以上・・・ 90.6 %

産業保健フォーラム IN TOKYO 2025

高齢労働者の健康確保 ～いくつになっても働ける職場づくり～

日時 令和7年10月8日 会場 ティアラこうとう (江東公会堂) 来場者数 520人

○基調講演・事例発表

○健康測定・相談・展示コーナー



廣川 進 氏

基調講演

高齢労働者のウェルビーイングと産業保健に求められる役割

法政大学キャリアデザイン学部教授
東京産業保健総合支援センター相談員

廣川 進 氏

略歴

法政大学キャリアデザイン学部教授、公認心理師、臨床心理士
大学卒業後、18年間（株）ベネッセコーポレーションに勤務し編集や人事を経験。大正大学博士課程（臨床心理学）修了。大正大学臨床心理学教授を経て2018年4月から現職。海上保安庁（惨事ストレス・メンタルヘルス対策アドバイザー）、千葉県庁（復職支援プロジェクト）等の官公庁や民間企業で非常勤カウンセラーとして勤務。ストレスマネジメント、中高年のライフキャリアの研修講師等も行っている。

著書：「心理カウンセラーが教える「がんばり過ぎて疲れてしまう」がラクになる本」（ディスカヴァー・トゥエンティワン）、「これで解決！シゴトとココロの問題」（労働新聞社）等。

講演要旨

高齢労働者が年々増加している。雇用者の60才以上の占める割合は約2割となり、さらに死傷者数（休業4日以上の死傷者数）では25%を超えている（14次防）。経験や技能の継承といった期待が高まる一方、安全・健康面での課題も顕在化している。「人的資本経営」、「ウェルビーイング経営」が広まりつつある中、労働者の安全衛生対策は人材確保、経営戦略につながるとして重要性が高まっている。

多様性に関わった安全文化の職場風土の醸成、治療と仕事の両立支援、メンタルケア等。産業保健スタッフに求められる新たな役割を検討する。

ほか、大学教授、企業の健康管理担当など専門家による事例発表を実施した。



健康測定・相談・展示コーナーの内容と出展団体

- ① こころの耳**
（一社）日本産業カウンセラー協会 こころの耳運営事務局
● 「こころの耳」サイトの紹介
- ② 化学物質管理／リスクアセスメント**
新たな化学物質管理への対応相談コーナー
テクノヒル（株）
● 化学物質管理の具体的な対応に関する相談
- ③ 労働条件等相談コーナー**
東京労働局労働基準部監督課
- ④ 中小規模事業場安全衛生相談コーナー**
（公社）東京労働基準協会連合会
- ⑤ 健康測定コーナー**
全国健康保険協会東京支部
● 血管年齢測定
- ⑥ 健康測定・相談コーナー**
東京都産業保健健康診断機関連絡協議会
全国労働衛生団体連合会東京都地区協議会
● 口腔機能測定
● 脳年齢測定
- ⑦ 労働安全衛生相談コーナー**
（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部
- ⑧ 東京地域両立支援推進チーム**
東京地域両立支援推進チーム／東京労働局労働基準部健康課
● 治療と仕事の両立支援の案内
- ⑨ 労働衛生のハンドブック（令和7年度版）配布**
東京産業保健総合支援センター
- ⑩ 保護具展示コーナー**
（公社）日本保安用品協会
● 呼吸用保護具・保護めがね
化学防護服・化学用防護手袋の展示
- ⑪ 中災防図書展示、ストレスチェック・エイジフレンドリー相談コーナー**
中央労働災害防止協会
● 図書の展示及びエイジフレンドリーやストレスチェックに関する相談
- ⑫ 助成金・働き方改革相談コーナー**
東京働き方改革推進支援センター
- ⑬ リワーク支援相談コーナー**
東京障害者職業センター リワークセンター東京
● リワーク支援等の利用案内、情報提供
● リワーク支援に関する相談
- ⑭ 東京都保健医療局**
東京都保健医療局保健政策部健康推進課
● 健康づくり関係パンフレット等配布

第14次防計画(腰痛対策)

健康分野(2)実施事項

- ・「職場での腰痛を予防しましょう」リーフレットを活用して、あらゆる場面で「職場における腰痛予防対策指針」(平成25年6月18日付け基発0618第1号)を参考に、作業態様に応じた腰痛予防対策に取り組む。

⇒ 労働基準監督署において実施している講習会や個別指導等の場面において、リーフレットを活用して事業者にも周知、指導を実施

- ・介護職員の身体負担軽減のための介護技術(ノーリフトケア)や介護機器等の導入など、既に一定程度の効果が得られている腰痛の予防対策の普及を図る。

⇒ Safe協議会において取組事例を募集し、事例紹介を交えたリーフレットを作成

- ・ Safe介護協議会の取組の中で腰痛予防対策の推進

⇒ Safe協議会において各構成員からノーリフトケア導入によるメリットなどを共有

⇒ 東京都の介護施設を対象に自主点検を実施(令和7年度から介護老人保健施設、特別養護老人ホームに加え医療院、有料老人ホームなども追加。合計2326事業場)

介護施設自主点検結果(2025年12月実施)

WEB自主点検により ノーリフトケアを導入している事業場の割合

・・・ 81.5% (介護老人保健施設及び特別養護老人ホームのみ)

74.5% (上記に医療院、有料老人ホームなど含めた場合)

腰痛災害の状況

2025年の腰痛災害（速報値）については、全業種で561人、うち保健衛生業が189人(33.7%)となっている。2019年以降連続して腰痛災害件数は増加。2025年については最終的には2023、2024年と同水準で推移するものと推測。

アウトカム指標：
社会福祉施設における腰痛災害
2022年に比較して2027年までに減少

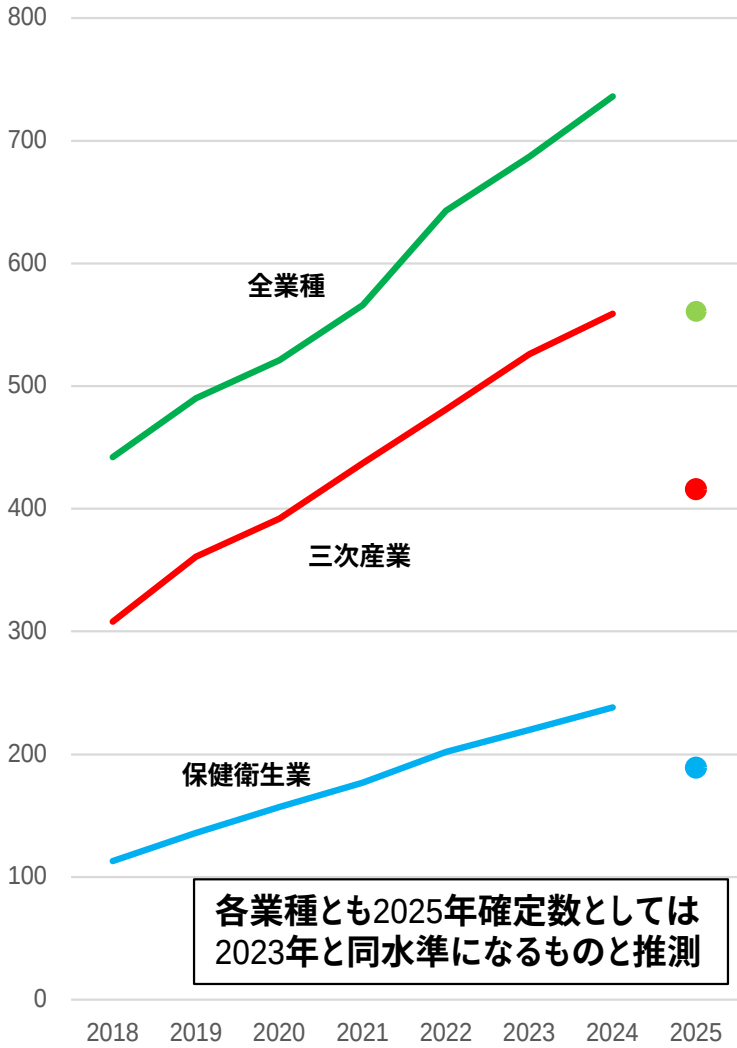
2025年の数値は2026年1月末現在

業種/年	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	業種比
製造業	29	23	31	18	21	27	16	2.9%
建設業	18	16	17	17	16	22	18	3.2%
運輸交通	63	80	71	111	104	104	92	16.4%
貨物取扱	16	8	8	13	16	22	17	3.0%
農林水産	3	2	2	3	4	2	2	0.4%
商業金融広告	121	120	158	152	174	182	126	22.5%
保健衛生	136	157	177	202	220	238	189	33.7%
うち社会福祉施設	122	134	158	188	170	192	136	(24.2%)
接客娯楽	30	31	26	31	43	40	29	5.2%
清掃と畜	28	31	34	34	52	46	21	3.7%
その他	46	53	42	62	37	53	51	9.1%
合計	490	521	566	643	687	736	561	

社会福祉施設比率	24.9%	25.7%	27.9%	29.2%	24.7%	26.1%	24.2%	
----------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--

13次防期間 14次防期間

腰痛災害の推移



保健衛生 第三次 全業種
● 保健衛生（速報値） ● 全業種（速報値）
● 第三次（速報値）

腰痛予防リーフレット

介護施設の労働災害を防止しましょう

職員の幸せのための安全アクション



TOKYO介護施設SAFE協議会
東京労働局・労働基準監督署

介護施設向けリーフレット
令和6年度に発出されたTOKYO介護施設SAFE協議会で作成した介護施設に特化した形で解説したもの

製造業の事業者の皆さまへ

重量物取扱いなどによる腰痛を予防しましょう

製造業では、労働災害としての腰痛で、毎年600～900人もの方が4日以上休業しています。
年齢別では、40歳未満の方の被災率が高くなっています。

厚生労働省では、「職場における腰痛予防対策指針」（以下「指針」）で、重量物取扱い作業などでの腰痛予防対策を示していますので、指針に基づく組織的な腰痛予防のための取組みをお願いします。



職場でこのようなことはありませんか？

業 種	年 代	労働災害の例
一般機械器具製造業	50代	荷物が入った箱を持ち上げようと、前のめりぎみで箱を持ち上げたところ、腰を痛めた。（休職2か月（見込み））
食料品製造業	40代	食料品が入ったバットを持ち上げて移動させようとしたところ、バットが予想より重く、力んだ反動で腰を痛めた。（休職21日（見込み））
金属製品製造業	30代	製品を持って移動していたところ、バランスを崩し、転倒しそうになったはずみで身体をねじり、腰を痛めた。（休職30日（見込み））
化学工業	30代	原料袋を担ぎながら階段を上ったところ、腰を痛めた。（休職4日（見込み））

腰痛予防対策のポイント

<労働衛生管理体制>

職場で腰痛を予防するには、労働衛生管理体制を整備した上で、作業管理・作業環境管理・健康管理の3つの管理と、労働衛生についての教育を総合的・継続的に行うことが重要です。

- ① 事業場のトップが、腰痛予防対策に取組む方針を表明し、衛生管理者、安全衛生推進者を中心に対策実施組織を確立しましょう。
- ② 重量物取扱い作業などについて、作業姿勢、重量などの観点から、腰痛発生リスクを評価しましょう。
- ③ 腰痛発生リスクが高い作業から優先的に、リスクの回避・低減措置を検討し実施しましょう。健康管理、教育にも取組みましょう。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

業種別リーフレット

腰痛発生の多い製造業、陸上貨物取扱、小売業、社会福祉施設の4業種について業種に特化した形で解説したもの

社会福祉施設における

安全衛生対策

腰痛対策・K・Y活動



厚生労働省・都道府県労働局
労働基準監督署

社会福祉施設安全衛生対策リーフレット

腰痛対策と危険予知活動を含め、社会福祉施設の安全衛生活動について解説したもの

TOKYO 介護施設 SAFE 協議会 (令和7年9月10日開催)

川又部長あいさつ



「第14次東京労働局労働災害防止計画」において、腰痛災害や転倒災害をはじめとした労働者の作業行動に起因する労働災害（いわゆる行動災害）の防止対策を重点事項の一つとして推進しており、本協議会の位置づけは重要なものとなっております。

各構成員の皆様にとって有益な情報を得られる協議会の開催運営に努めるとともに、構成員の皆様の取組等を広く水平展開することで、管内の安全衛生に対する機運醸成を推進することで、業界全体の災害防止に繋げていきたい。

TOKYO介護施設SAFE協議会

令和4年度設立 15機関により構成

東京海上日動ベターライフサービス（株）

ウエルシアパートナーズ（株）

（株）ニチケアパレス

SOMPOケア（株）

社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会

社会福祉法人練馬区社会福祉事業団

社会福祉法人恵比寿会フェローズホーム

公益財団法人介護労働安定センター東京支部

東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課

中央労働災害防止協会

独立行政法人労働者健康安全機構
労働安全衛生総合研究所

成蹊大学理工学部

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会 東京支部

公益社団法人東京労働基準協会連合会

独立行政法人労働者健康安全機構東京産業保健総合支援センター

TOKYO 介護施設 SAFE 協議会 (令和7年9月10日開催)

協議会実施内容

- ・ 第14次労働災害防止計画
- ・ 労働災害の現状
- ・ ノーリフトケア導入推進の取組事例
- ・ 福祉用具の実例、体験



福祉用具の実例



協議会風景



川又部長による福祉用具の体験

第14次防計画(熱中症対策)

健康分野(3)実施事項

- 「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」（5月から9月まで、準備期間4月、重点期間7月）及び熱中症対策の強化に関する省令改正について、関係リーフレットやロゴマークシール等を活用し、あらゆる機会を捉えて周知・指導を行った。
- 「大手建設事業者連絡会議」において、大手建設業者（23事業者）に対して熱中症対策の要請文書を手交し、取組を強化するよう要請を行った。（5月12日実施）
- 重点対象である建設現場に対し、労働基準部長による熱中症予防対策パトロールを行った。（5月28日実施）
- 建設業、警備業、陸上貨物運送事業等の関係団体を参集し「職場における熱中症予防対策会議」を開催した。その際、熱中症対策の要請文書を手交し、取組を強化するよう要請を行った。また、同日、低層住宅工事関係の各団体に対し、同様に要請文書を交付し、取組を強化するよう要請を行った。（6月4日実施）
- 建設業及び警備業における熱中症災害が増加していることから、建設業労働災害防止協会東京支部、東京建設業協会及び東京警備業協会に対し、各業界における熱中症災害の発生状況を説明し、更なる取組強化を要請した。（9月10日、9月12日及び9月16日実施）
- その他、SNS（YouTube動画、X）とデジタルサイネージによる周知、HPの活用、ポスター・リーフレットによる周知等、あらゆる機会を捉えて、周知等を行った。

熱中症予防対策①

令和6年の東京労働局管内の熱中症による労働災害は、死傷者が106人（うち死亡者4人）となっており、2年連続100人を超え高止まりであることを踏まえ、早期に重点的に各種対策の取組を行った。

- 1 「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」に向けた取組と6月1日施行の省令改正についての局長記者会見の実施（5月2日）
- 2 「大手建設事業者連絡会議」において、大手建設業者（23事業者）に対して熱中症対策の要請文書の手交（5月12日）



- 3 「職場における熱中症予防対策会議」を開催し、建設業、警備業、陸上貨物運送事業等の関係団体（9団体）に対して熱中症対策の取組を強化するよう要請文書を手交した（6月4日）。また、同日に事業者団体等（86団体）に対し、郵送により要請文書を交付した。



4 熱中症予防対策パトロールの実施（5月28日）



熱中症予防対策②

5 SNS (YouTube動画、X)、デジタルサイネージ、HPの活用 デジタルサイネージ



Youtube動画 (8分)



ショート動画 (50秒)

当局管内の事業場の取組事例集

- ①株式会社竹中工務店 東京本店
▶バトロール現場の取組状況
- ②戸田建設株式会社 東京支店
(安全管理部作成の社内向け教育研修資料)
▶熱中症を防ごう (Ver.8)

HP内の取組事例集より

6 「Cool Work TOKYO」のロゴマークシールを作成・配布 (3月) し、取組機運の醸成やキャンペーン推進に活用



Xより

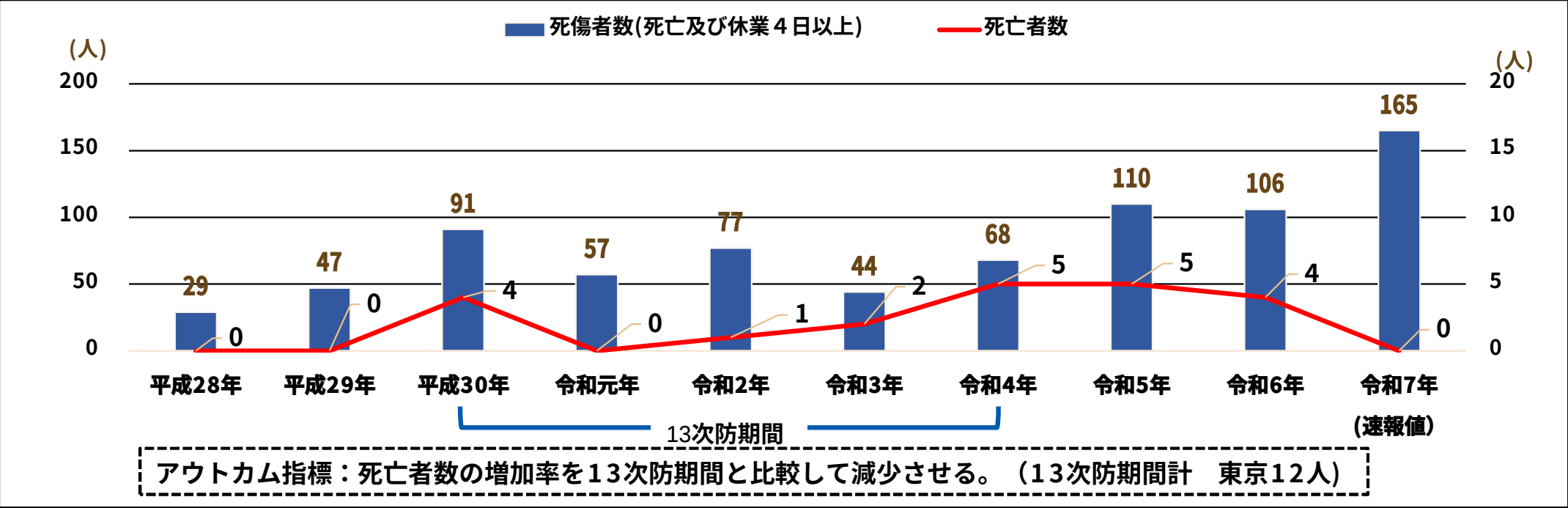
7 ポスター・リーフレット等による周知 (局版ポスター・リーフレットを作成・掲示・配布 (3月)、熱中症「応急手当」カード (携帯用) の配布 (3月))



8 情報発信資料「Cool Work TOKYO」の定期的な発行



熱中症の災害件数について



夏日、真夏日、猛暑日及び熱帯夜の日数

和暦	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
夏日	125	129	136	126	139	127	126	140	130	129
真夏日	57	51	68	55	59	53	65	90	80	88
猛暑日	3	2	12	12	12	2	16	22	20	29
熱帯夜	10	18	42	28	27	19	27	57	47	55

最高25℃以上

最高30℃以上

最高35℃以上

最低25℃以上

※気象庁の気象データ（地点：東京、期間：5月から9月）より

熱中症対策の状況について（建設業）

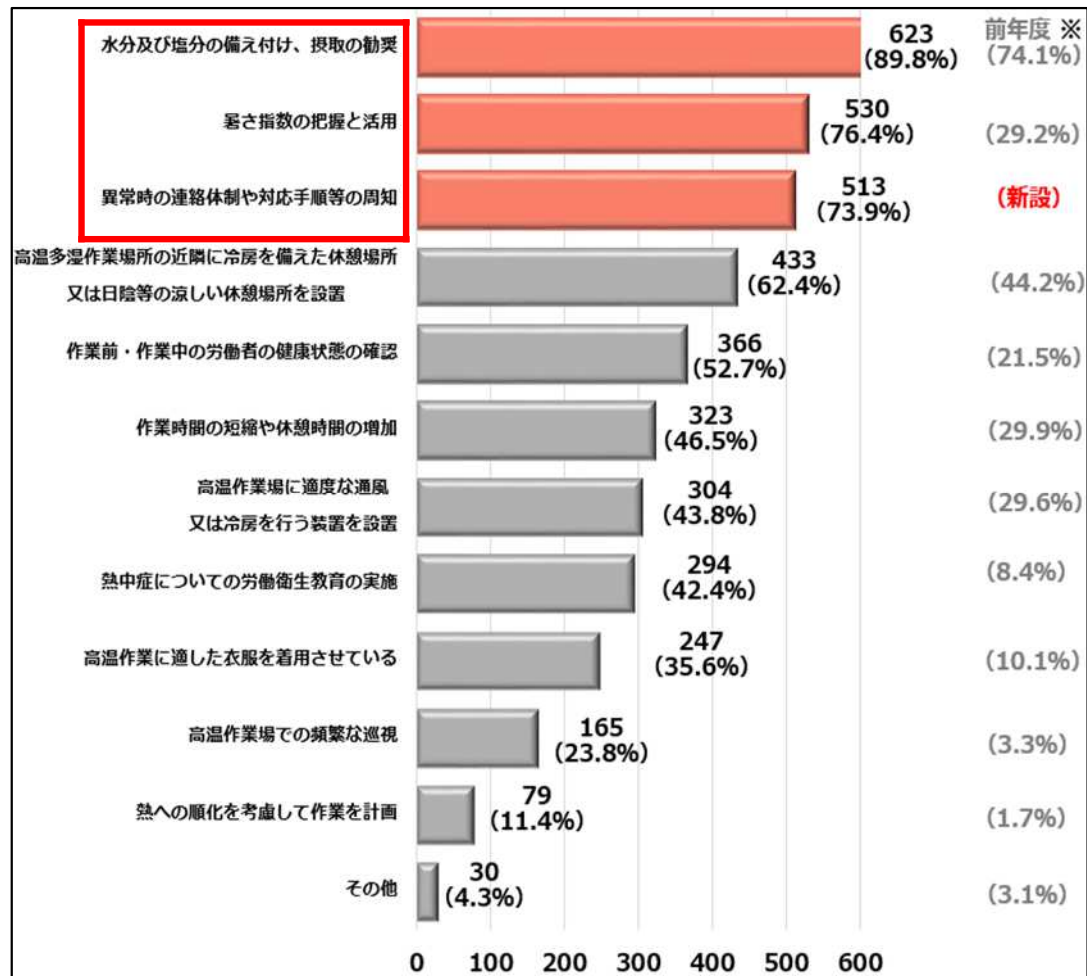
1 令和7年6月に行った建設現場指導の際に、各現場の熱中症対策取組状況を確認。(696現場)

696現場のうち、何らかの対策を講じている現場は693現場（99.6%）であった。

実施している対策の上位を占めたのは、

- ①「水分及び塩分の備え付け、摂取の勧奨」
623現場（89.8%）
- ②「暑さ指数※の把握と活用」
530現場（76.4%）
- ③「異常時の連絡体制や対応手順等の周知」
513現場（73.9%）

また、「暑さ指数の把握と活用」については、第14次東京労働局労働災害防止計画のアウトプット指標（暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させること）としているが、**前年度（29.2%）と比較して47.2ポイントの大幅な増加**となった。



※今年度は12対策に対し複数選択式、前年度は11対策に対し3対策までの複数選択式であった。

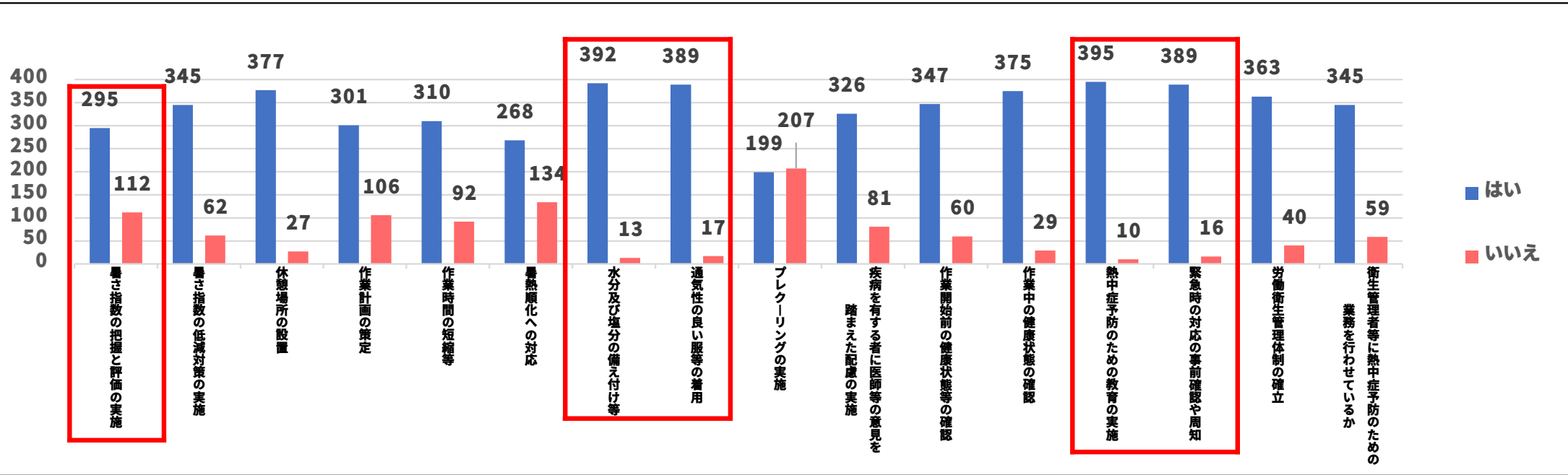
第14次防計画 アウトプット指標（熱中症関係）

○熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し、活用している事業場の割合を増加させること。

R7 : 76.4% (R6 : 29.2%、R5 : 36.1%) (建設現場指導時調査)

熱中症対策の状況について（警備業）

2 令和7年8月、（一社）東京都警備業協会のホームページ内にある加盟企業検索により抽出した892事業場に自主点検を実施し、407事業場が回答（回答率45.6%）



実施している対策の上位を占めたのは、

- ①「熱中症予防のための教育の実施」 395事業場（97.1%）
- ②「水分及び塩分の備え付け等」 392事業場（96.8%）
- ③「通気性の良い服装等の活用」、「緊急時の対応の事前確認や周知」 389事業場（95.6%）

「暑さ指数の把握と評価」は、292事業場（72.5%）と前年度（52.5%）と比較して20ポイントの増加となった。

第14次防計画 アウトプット指標（熱中症関係）

○熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し、活用している事業場の割合を増加させること。

R7：72.5%（R6：52.5%、R5：17.6%）（警備業自主点検）

第14次防計画(化学物質関係)

健康分野(4)実施事項

・リスクアセスメント及びその結果に基づく措置・濃度基準値遵守のための業種別・作業別の化学物質ばく露防止対策マニュアルの周知を図る。

⇒ 本省や建災防において作成している業種・作業別マニュアルに沿った具体的措置の実施を周知する。マニュアルについては、ビルメンテナンス業、食料品製造業、飲食店、建設業等の業種・作業別マニュアルを厚生労働省ホームページで公表しており、さらに、めっき作業、消毒・除菌作業、泡消火材等の業種・作業別マニュアルについて、公表する予定であり、公表後は各種講習会・監督署が行う個別指導・集団指導時に周知

・業種別の特徴を捉えた中小事業者向けの化学物質管理に係る相談窓口・訪問指導・人材育成（講習会）の機会の周知を図る。

⇒ 令和7年度厚生労働省「化学物質管理に係る相談事業」について、各種講習会・監督署が行う個別指導・集団指導時に周知

・化学物質管理者等の育成支援のため、化学物質管理者講習会（法定及び法定外）のテキスト等の周知を図る。

⇒ 本省において作成したテキスト及び講習動画について各種講習会・監督署が行う個別指導・集団指導時に周知

・事業者における化学物質管理の支援のため、労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センターにおけるGHS分類・モデルSDS作成、クリエイト・シンプル（簡易リスクアセスメントツール）の周知を図る。

⇒ リーフレット等を活用し、各種講習会・監督署が行う個別指導・集団指導時に周知

化学物質管理関係リーフレット(外部機関の活用)・テキスト

無料 中小規模事業場のみなさまへ

労働安全衛生法に基づく 化学物質管理の相談窓口

ラベル・SDS・リスクアセスメントをはじめ、政省令改正による「新たな化学物質規制」に関する内容などのご質問にお答えします。

■ 労働安全衛生法の関係政省令改正の主な概要

- ◇ 化学物質を製造・取扱う労働者への適切な保護具の使用
- ◇ ラベル・SDS・リスクアセスメント義務対象物質の大幅増加
- ◇ 労働者がばく露される程度を濃度基準値以下※1または最小限度※2にする義務
- ◇ 自律的な管理に向けた実施体制の確立

※1：濃度基準値設定物質が対象 ※2：※1以外のリスクアセスメント対象物が対象

■ よくあるお問合せ

ラベル・SDS 関係	リスクアセスメント 関係	政省令改正 関係
・ラベルやSDSが必要になるのはどんな化学物質や化学品ですか	・化学物質のリスクアセスメントはどのように行えばいいですか	・新たな化学物質規制にはどのように対応すればいいですか
・ラベルやSDSの内容が分からないのですが	・「CREATE-SIMPLE」の使用方法	・特殊健康診断の実施頻度緩和とは何ですか
・秘密保持の場合の対応について	・リスクを低減するためにはどのような措置を講ずるべきか知りたい	・濃度基準値以下の確認方法は

開設期間 令和7年5月19日～令和8年3月18日まで
受付時間 月～金 10:00～17:00
(12:00～13:00を除く / 土日祝日、国民の休日、年末年始を除く)

☎ **050-5577-4862**

テクノヒルHPからお問合せフォームをご利用いただけます。 [7Q&A](#) 相談窓口 [検索](#) と検索ください。

* 相談は無料ですが、通話料がかかります。
* メールでのお問い合わせについては、内容に応じて電話でご回答になる場合がございますのでご了承ください。

厚生労働省 令和7年度 厚生労働省「化学物質管理に係る相談を通じた周知事業」
【事務局】テクノヒル株式会社 化学物質管理部門 <https://technohill.co.jp/>

職場の化学物質管理の道しるべ 「ケミガイド」のご案内！

労働安全衛生法の政省令改正により令和6年4月から化学物質管理が変わります。

職場で使っている「化学製品」
管理の準備すすめてますか？

「ケミガイド」のご案内します

今回の労働安全衛生法の改正で、規制対象物質が、**危険有害性が確認されている物質全て**に拡大されるに伴い、厚生労働省では、化学物質管理をサポートするポータルサイト「ケミガイド」を令和6年2月1日より公開いたしました。

「ケミガイド」では、化学物質の管理や災害事例を中心に紹介をしていますので、是非ご利用ください。

※ 現状の約670物質から順次拡大し、令和8年4月に約2300物質となり、その後も危険有害性が確認された物質を追加していきます。

「自分の職場にも関係するかも!？」と思った方には、より詳しく紹介しているサイトとして「ケミサポ」がおすすめです。「ケミサポ」では、法律に従って自分たちで自律的に化学物質の管理を進める手順を、詳しく説明していますので、こちらも併せてご利用ください。

QRコード: 「ケミガイド」
QRコード: 「ケミサポ」

東京労働局 労働基準部健康課
～トップが打ち出す方針 みんなで共有 生み出す安全・安心～

本編カラー

化学物質管理者 専門的講習 テキスト

リスクアセスメント対象物製造事業場・
取扱い事業場向け

総合版

関連法令・資料等収録

編著／城内 博
著／伊藤 昭好
小野 真理子
島田 行恭
田中 通洋
角田 博代
中原 浩彦
山本 健也

prtimes.jp

日本規格協会

化学物質の相談窓口
委託事業者：
テクノヒル株式会社



化学物質管理サポートのための
ポータルサイト案内
労働安全衛生総合研究所

化学物質管理者講習テキスト

化学物質管理関係講習会の状況

○労働災害防止講習会風景



○化学物質管理強調月間説明会風景



新たな化学物質規制が導入されます
(リーフレット)

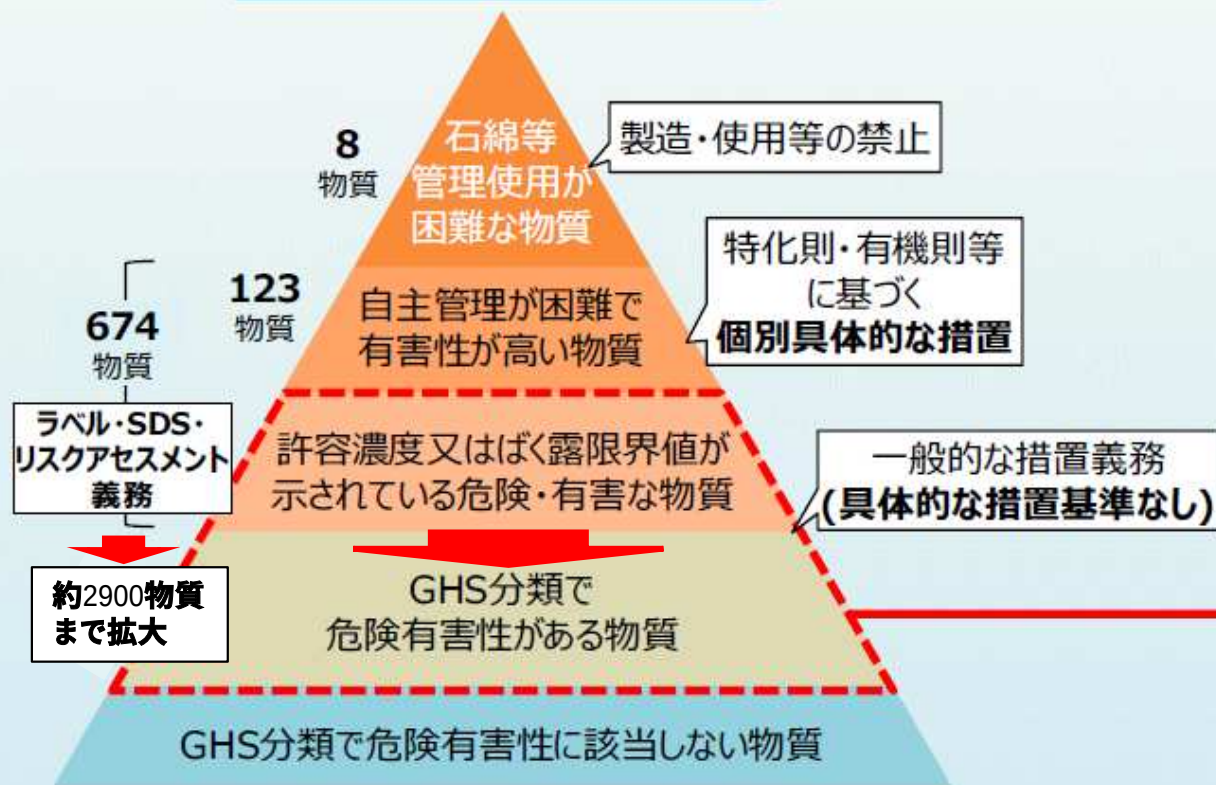


化学物質管理強調月間
(リーフレット)

- ・ 災害防止講習会等において「新たな化学物質規制内容」と「リスクアセスメント内容」についてリーフレット等を用いて説明を行っています。
- ・ 「化学物質管理強調月間」は、2月を取組期間として職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を広く一般に図るとともに、化学物質の自律的管理の定着を図ることを目的として令和6年度に創設され、本年度が2回目となります。
東京労働局では同月間を充実したものとするため、1月に同月間の説明会を開催しました。

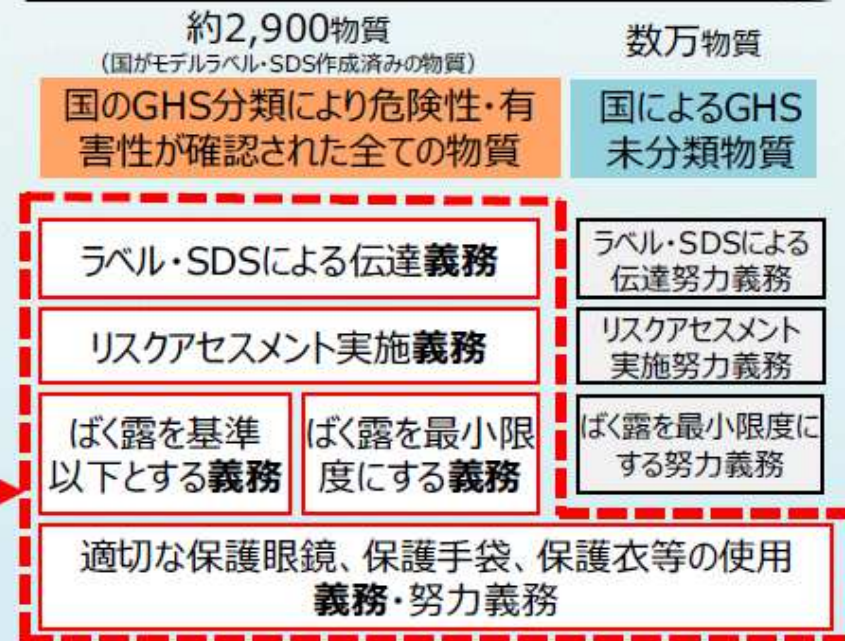
自律的な管理が今後の規制の基軸になります！

これまでの化学物質規制



見直し後の化学物質規制

有害性に関する情報量



ラベル表示、SDS等による通知とリスクアセスメント実施の義務の対象となる物質（リスクアセスメント対象物）に、**国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質を順次追加**します。

R4年2月改正・R6年4月施行

発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性、急性毒性の категорияで区分1に分類された**234物質**が義務対象に追加。

R4年度中改正・R7年4月施行予定

左記以外のカテゴリーで区分1に分類された**約700物質**を義務対象に追加予定。

R5年度中改正・R8年4月施行予定

健康有害性のカテゴリーで区分2以下又は物理化学的危険性の区分に分類された**約850物質**を義務対象に追加予定。

**追加分は
令和8年度
(2026年度)
にすべて
施行**